

令和 8 年度嘉手納町電子商品券・ポイントアプリ構築業務 仕様書

1. 委託業務名

令和 8 年度嘉手納町電子商品券・ポイントアプリ構築業務

2. 業務目的

本業務は、本町における地域経済の活性化、利用者及び事業者の利便性の向上、そして地域の D X 化を推進するため電子商品券・ポイントアプリ構築を図る。

3. 契約期間

・ 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）

4. 業務の概要

(1) 【システム提供に関する業務内容】

I 業務全般に係るマネジメントに関すること

- ① 委託業務に必要な人員を配置するとともに、以下のⅡ～Ⅳの業務について責任者を配置し、トラブル等が生じた場合においては迅速に対応できる体制を構築すること。
- ② 本事業が円滑かつ正確に進行するよう、町との緊密な連携のもと、全体の流れを設計するとともに、進捗管理を行う事務局を設置できること。
- ③ 業務全体のスケジュールを作成すること。また、その管理を徹底し適切に事業を進めること。
- ④ 町との連携を緊密にするため、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。

Ⅱ スマートフォン型商品券のシステムに関すること

以下を満たすシステムの構築を行うこと。また、アプリケーションを用いる場合の iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。

① システムの機能（利用者向け専用のネイティブアプリ）

以下の機能を盛り込んだシステムとする。

- ア 当町専用のスマートフォンアプリを構築し、発行・決済等ができること。
- イ 利用者は iOS 端末の場合は App Store から、Android 端末の場合は Google Play ストアから無料でネイティブアプリをダウンロードできること。
- ウ 利用者がアカウント作成する際などに氏名・年齢・住所（郵便番号）など、電子商品券の利用動向の分析に必要な最低限の利用者情報を登録できるようにすること。
- エ 利用者がアカウントにログインする際に、ID とパスワードだけでなく、着信認証を組み合わせる等、第三者に不正利用されるおそれのないようにすること。
- オ スマートフォン型商品券を申込、購入、決済の一連の流れがアプリケーション内で実

- 行できること。
- カ スマートフォン型商品券の購入手段は、クレジットカード払い、及びコンビニ払いを用意すること。また、コンビニ払いはセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン等の主要なコンビニエンスストアに対応すること。
 - キ 1人（1端末）当たりの購入上限を設定できること。
 - ク 利用者がスマートフォンアプリから取扱店舗が設置する二次元コードを読取し、1円単位で決済できること。また、二次元コードが読取できなかった際にも決済が可能となるよう、利用者が取扱店舗ID等を入力することで決済が可能となるような代替手段を用意すること。
 - ケ 誤って決済をすることがないように利用者と取扱店舗双方が確認をするための決済内容の確認画面を表示させること。
 - コ 決済が完了する際には決済音を発するようにし、利用者と取扱店舗の双方が決済の完了を容易に確認できるようにすること。
 - サ 利用者が取引履歴を常時確認できるようにし、リアルタイムに更新・反映すること。
 - シ アプリ内で最新の取扱店舗一覧が確認できること。また、変更があった際には随時、最新のものに更新できること。
 - ス アプリ内で表示する取扱店舗一覧は業種での絞込や、店舗名等によるワード検索ができること。
 - セ お知らせ配信が可能であること。また、プッシュ通知やメール配信機能を有すること。
 - ソ 利用者の電子商品券アプリでカメラを起動し、スマートフォン型商品券受け取り用の二次元コードを読取することでスマートフォン型商品券の残高が取得できるようにすること。

② システムの機能（取扱店舗向け管理システム）

以下の機能を盛り込んだシステムとする。

- ア WEBブラウザもしくはスマートフォンアプリで取扱店舗管理画面にアクセスし、取引履歴等が閲覧可能であること。
- イ 取引履歴はリアルタイムに更新し、決済日時を指定して取引履歴の絞込ができること。また、PCでWEBブラウザを活用する際は、CSVファイルで出力が可能であること。
- ウ 決済の取消処理が可能であること。（日付を遡った取消処理も可能とする。）
- エ 売上金の確認ができること。
- オ 売上金の振込状況（振込手続き中、振込済等）が確認できること。
- カ 複数のアカウントが発行でき、同時アクセスが可能であること。
- キ 取扱店となる事業者が1つのアカウントで複数の店舗の取引履歴が閲覧でき、さらに各店舗のレジごとにも取引履歴を絞込することができること。
- ク 複数の電子商品券を並行して発行する場合、複数の電子商品券の売上をまとめて集計し、精算することが可能であること。
- ケ 同一の電子商品券の場合、スマートフォン型とカード型の取引履歴はまとめて閲覧することも可能であること。
- コ 決済を行う場合、複数の商品券を合算して決済ができること。

③ システムの機能（発行団体・事務局向け管理システム）

以下の機能を盛り込んだシステムとする。

- ア 電子商品券を発行・販売・給付・運用するために必要な機能が備わっていること。
- イ 利用者情報、取扱店舗情報を参照できること。
- ウ 取引履歴はリアルタイムに更新し、利用者や取扱店、取引時間によって絞込することができること。また、PC で WEB ブラウザを活用する際は CSV ファイルで出力可能であること。
- エ 取扱店舗情報を登録し、利用者向けスマートフォンアプリ上に取扱店舗情報を表示あるいは非表示設定ができること。
- オ スマートフォン型商品券の販売は先着販売と抽選販売が可能であること。
- カ 購入申込を受け付け、抽選を行い、当落選者を決定できること。
- キ 抽選販売における抽選方法は公平性を保つため、原則として管理画面上で行えること。また、その抽選方法は単に申込者の当落選をランダムに決定するだけでなく、当選者数が最大となるよう申込口数を含めた抽選も可能であること。
- ク 販売期間中であっても販売期間や販売口数の変更が可能であること。また、1 次販売だけでなく、2 次販売や 3 次販売など完売に向けて複数回販売が可能であること。
- ケ 町が必要とするデータ（販売実績、利用者各人の登録情報・申込情報・利用状況、取扱店舗における個別の決済情報及び振込状況など）を随時確認できること。

④ システム要件

以下の品質を満たすシステムとすること。

- ア 最大 10 秒以内のレスポンスとすること。
- イ リアルタイム処理を原則とし、一貫性及び整合性を維持するために十分な排他制御が行われること。
- ウ 本番環境のリリースにあたっては、アプリでの動作テスト、入金試験、精算試験等、本番環境で行われる作業について事前テストを行い、システムが正常に作動することを確認すること。
- エ 障害発生時にもデータの損出は許容できないため、障害発生時点まで復旧を前提とすること。
- オ 利用者向けアプリの対象 OS は iOS13.2 以上、Android6.0 以上とすること。また、取扱店舗向けアプリの対象 OS は iOS15.0 以上、Android9.0 以上とすること。
- カ 取扱店舗向け、発行団体・事務局向け WEB 管理画面は、Microsoft Edge、Safari、Google Chrome で正常に閲覧できること。
- キ システムに対する不正侵入、なりすまし、内部機密漏洩などのサイバーセキュリティ対策を行うこと。
- ク ポイント機能及び、給付機能を具備すること。

Ⅲ 二次元コード付きカード型商品券のシステムに関すること

以下を満たすシステムを構築し、運用を行うこと。

① カード型の仕様

- ア 取扱店舗向けスマートフォンアプリから利用者のカードに印字されている二次元コー

- ドを読み取りし、決済が可能であること。
- イ カード識別番号を表記すること。
- ウ 専用の WEB サイトでカード識別番号を入力することにより、電子商品券の残高が照会できること。

② システムの機能（取扱店舗向けネイティブアプリ）

以下の機能を盛り込んだシステムとする。

ア 「Ⅱ スマートフォン型商品券のシステムに関すること」の「② システムの機能（取扱店舗向け管理システム）」に記載の事項と同等の機能要件を満たすこと。

イ 利用者が提示する二次元コード付きカード型商品券に印字された二次元コードを取扱店舗向けアプリで起動したカメラで読取することにより、取扱店舗向けアプリ側で決済金額を入力し、決済をすることができること。また、この際に二次元コード付きカード型商品券の決済前の残高と決済後の残高が取扱い店舗向けアプリ側に表示されるようにすること。

③ システム要件（取扱店舗向けネイティブアプリ）

「Ⅱ スマートフォン型商品券のシステムに関すること」の「④ システム要件」に記載の事項と同等の品質要件を満たすこと。

④ システムの機能（発行団体・事務局向け管理システム）

「Ⅱ スマートフォン型商品券のシステムに関すること」の「③ システムの機能（発行団体・事務局向け管理システム）」に記載の事項と同等の機能要件を満たすこと。

Ⅳ 販売促進プロモーション業務

- ① 提供するアプリの利用促進を図るための専用ホームページ等の作成し販促プロモーションを実施すること。
- ② 利用者及び取扱店舗に説明会が実施すること。
- ③ 利用者及び取扱店舗向けの決済に関する動画を作成すること。

Ⅴ 効果測定

電子商品券による町内の消費喚起や経済波及効果といった経済効果を算出すること。

また、利用者や取扱店舗の意見等、サービス改善に資する情報を分析すること。

① アンケート作成

本町と協議のうえ、下記事項の分析を目的としたアンケートを作成すること。

なお、アンケートの対象者は、取扱店、スマートフォン型商品券利用者及びカード型商品券利用者とする。

ア 電子商品券による消費喚起及び経済波及効果

イ 電子商品券システム利用者及び取扱店舗の感想・意見

ウ その他サービス改善に資する項目

② アンケートの実施

取扱店舗、スマートフォン型商品券利用者、カード型商品券利用者向けのアンケートを実施できること。アンケートは、WEB で行い、専用のページを準備し、受託者にて収集を行えること。

③ アンケートの分析及び報告書の作成

収集した利用者及び取扱店舗アンケート結果に基づき、分析（アンケート結果をグラフで可視化する等）を行い、分析結果の詳細を提出できるシステムにすること。

(4) その他業務の履行に関する条件等

- ① プレミアム付き商品券については、利用期間を設けるものとする。
- ② 受託者は、本委託で提供する専用システムについて瑕疵担保責任を負う。また、当該システムに瑕疵があった場合は、当該システムを無償で修正すること。
- ③ プレミアム付き商品券について、販売額・利用実績や店舗参加状況、申込者属性データなどについて報告書を取りまとめ、提出できること。

5. 業務の進め方

- (1) 具体的な内容については本町と協議の上決定する。受託者は逐次、本町の担当者と協議ながら円滑に作業を進めること。
- (2) 受託者は業務着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。
 - ①着手届 ②業務計画書 ③工程表 ④業務完了通知書 ⑤実績報告書
 - ⑥その他支持のあった事項

6. 特記事項

- (1) 本事業に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (2) 収集した個人情報等の取り扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務の機密を守り、許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 疑義が生じた事項等は、委託者と受託者が協議の上、誠意をもって処理すること。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

7. 問い合わせ先（事務局）

嘉手納町担当：嘉手納町役場 産業環境課 商工振興係 古謝

住 所：〒904-0293

電 話 番 号：098-956-1111（内線 325）

F A X 番 号：098-956-9508

E - m a i l：shinko@town.kadena.okinawa.jp